

※ご質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しております。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて、生活支援サービス事業といえます。

No.	項目	質問	回答
1	基本チェックリスト	基本チェックリストの実施は誰が行うのか。	現在調整中ですので、居宅介護支援事業所向けの説明会にてお示しします。
2	基本チェックリスト	4月、5月満了の人は、介護保険を更新するのか。3月時点で基本チェックリストをとるべきか。	4月、5月満了の方について、H29年3月末までに更新手続きを行う場合は、要介護等認定の申請を行っていただくこととなります。 H29年4月以降に更新手続きを行う場合は、対象者の利用するサービスや状況等に応じて、要介護等認定の申請を行うか、基本チェックリスト実施による事業対象者とするか、選択することとなります。
3	ケアマネジメント	総合事業の一部委託は可能か。可能であれば、一部委託はどのタイミングで行うべきか。	生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが実施するものとされていますが、包括的支援事業の円滑な実施を考えた上で、その業務の一部を厚生労働省令で定める者（指定居宅介護支援事業者）に委託することも可能とされています。 委託のタイミングですが、対象者が初めて介護保険制度を利用される場合は、原則として要介護等申請を行う流れとなりますので、現在と同様です。対象者が更新を迎える要支援1・2の方等の場合で要介護等申請を行わない場合は、基本チェックリスト等の実施により事業対象者と判断してからの委託になると考えます。
4	ケアマネジメント	総合事業のプランの期間は半年になるのか。	ケアプランの期間については、アセスメントにより本人の状況等に応じて決定されるものであるため、一律に期間を設けることは想定していません。 居宅介護支援事業所向け説明会を別途予定していますので、その際に詳細をご説明します。
5	ケアマネジメント	総合事業の一部委託は包括によるプラン確認が必要か。	介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが実施する業務の一部を委託すること、また国のガイドライン等でも、居宅支援事業者が介護予防ケアマネジメントを担当する場合も地域包括支援センターがその全てに関与されたい旨の表記があることから、地域包括支援センターによるプランへの関与は必要と考えています。

※ご質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しております。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて、生活支援サービス事業といえます。

No.	項目	質問	回答
6	ケアマネジメント	日割り請求について、契約日から日割とあるが、居宅の契約日か事業所の契約日か。	お尋ねの場合、日割り請求の開始日は介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス・通所型サービスの場合、サービス提供事業者と利用者との契約開始日からとなります。 一方、介護予防ケアマネジメント費は日割りは行わず、月額包括報酬のみとなります。
7	ケアマネジメント	総合事業は介護支援事業所も一部委託できるとのことですが、委託費は。	現在の予防給付と同様と考えます。 詳細につきましては、準備が出来次第、掲載する予定としています。
8	サービスの類型	現行相当サービスは今後なくなることはないのか。	平成29年度は、現在の介護予防給付の基準・単価等を準用した現行相当サービスを実施し、移行に際しての混乱が最小限にすむよう進めてまいります。 平成30年度以降に本市が実施するサービス、報酬単価等につきましては、国の動向や、利用者、関係者等の意見をふまえつつ、持続可能な介護保険制度の運営を念頭に検討いたします。
9	通所型サービス	地域密着型通所介護として運営していますが、生活支援サービス事業を実施した場合、地域密着型通所介護の定員に総合事業の利用者も含まれるのか。	貴見のとおりです。 通所介護の定員については、通所介護と介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定めることとなっています。
10	通所型サービス	人員配置は地域密着型通所介護と兼務で可能なのでしょうか。 敷地は地域密着型通所介護と同じで良いのか。	貴見のとおりです。 総合事業の実施に当たっては、介護サービス事業者が要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、国において基準緩和策が設けてあります。

※ご質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しております。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて、生活支援サービス事業といえます。

No.	項目	質問	回答
11	通所型サービス	通所型サービスCを実施した場合、上限24回に達したら強制的に利用できなくなるのか。	適切なアセスメント等の実施により、設定した利用者の目標の達成に向けて主体的に取り組めるよう、必要なサービス事業等を適切にマネジメントしていくことが必要であることから、介護予防ケアマネジメント等において判断されるものと考えています。 なお、通所型サービスCの実施において、平成29年度中は、モデル的に実施することを予定しており、その詳細については平成29年4月頃に市ホームページに掲載する予定としています。
12	通所型サービス	1. 事業実施者はリハビリ専門職等とありますが、下記の対応で可能か。 ・プログラム作成、評価・理学療法士と健康運動指導士で作成、評価 ・事業実施者・・・主に健康運動指導士にて行い、定期的に理学療法士にて対応 2. 運動中心で3時間程度で可能か。 3. 入浴等の加算はあるか。 4. 介護予防指導員の資格とはどういったものか。	詳細につきましては、平成29年4月頃ホームページに掲載する予定としています。
13	通所型サービス	通所型サービスCを実施する場合、その他の利用者（現行相当サービス利用者）と実施エリア、実施時間をともにしてもいいのか。	詳細につきましては、平成29年4月頃ホームページに掲載する予定としています。
14	通所型サービス	総合事業サービス計画表の書式はどのようなものか。	利用するサービスによって介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行き来することから、兼用できる様式を使用しようと考えています。詳細につきましては、準備が出来次第、ホームページに掲載する予定としております。

※ご質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しております。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて、生活支援サービス事業といえます。

No.	項目	質問	回答
15	訪問型サービス	<p>予防サービスの生活援助すべてが「総合事業」でないとできなくなるのでしょうか。</p> <p>利用者の方が、今のまま当社のヘルプを希望された場合はどうなりますか。</p> <p>可能な場合、その時の請求はどうなりますか。</p>	<p>①お尋ねの介護予防訪問介護における生活援助は、平成29年4月から総合事業における生活支援サービス事業の訪問型サービスに移行します。</p> <p>平成29年4月以降、新たに「要支援1・2」の認定を受けた方は当初から、認定等の更新により「要支援1・2」または「事業対象者」とされた方は更新日から、生活支援サービス事業を利用することとなります。</p> <p>平成30年度以降は、全ての方が生活支援サービス事業を利用するため、介護予防訪問・通所介護の提供はなくなります。</p> <p>詳細は、第2回説明会資料（平成28年12月26日実施分）スライド29をご覧ください。</p> <p>②利用者が貴社のホームヘルプを希望された場合ですが、貴社が「みなし指定事業所」であり、生活支援サービス事業の実施を受託される場合は、引き続き「要支援1・2」「事業対象者」の方にもサービスを提供することができます。</p> <p>受託希望の有無については「受託意向確認書」を、平成29年1月23日以降、市長寿支援課に提出してください。</p> <p>なお、みなし指定の有効期間（平成30年3月31日まで）後も生活支援サービス事業を行う場合は、それまでに当該事業の指定手続きが必要となります。</p> <p>詳細は、第2回説明会（平成28年12月26日実施分）資料スライド36・37をご覧ください。</p> <p>③②の場合の請求ですが、①を踏まえ、対象者の状況に応じて「介護予防訪問介護」または「生活支援サービス事業における訪問型サービス」として国保連合会に請求することとなります。それぞれの書式等は、第2回説明会（平成28年12月26日実施分）資料スライド30、及び別添資料をご確認ください。</p>
16	みなし指定	<p>当社は介護予防の指定有効期間がH24.4.1～H30.3.31になっていますが「みなし指定」扱いですか。</p>	<p>総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日に、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、平成27年4月1日に総合事業における指定事業者としてみなされ（みなし指定）ています。</p> <p>貴社の場合、以上の条件に当てはまれば「みなし指定事業所」とみなされています。</p> <p>なお、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までです。</p>
17	指定申請	<p>平成29年4月以降に訪問介護事業所を設立し、要支援1・2の方に訪問介護サービスを提供する場合、指定申請はどのように行えばよいか。</p>	<p>お尋ねの場合、平成29年度中は要支援1・2の方が利用するサービスが「介護予防訪問介護」または「生活支援サービス事業における訪問型サービス」となるため、全ての要支援者を受け入れ可能とするためには、当該2つの事業ともに指定申請が必要となります。</p> <p>平成30年度以降は、要支援1・2の全ての方が「生活支援サービス」を利用することとなりますので、「生活支援サービス」のみの指定申請となります。</p>
18	指定申請	<p>当事業者は平成28年11月に指定申請を受けているため、みなし指定を受けていない事業者になります。</p> <p>そのため総合事業の指定申請時に運営規程は変更する必要がありますが、当事業者は社会福祉法人に属するため、定款の変更は必要ないと考えます。</p> <p>以上のとおりでよろしいでしょうか。</p>	<p>社会福祉法人における定款については、定款の表記が「老人居宅介護等事業」や「老人デイサービス事業」という、老人福祉法の名称で記載されている場合は、総合事業における第1号訪問事業・第1号通所事業を含んだ表現であるため、変更の必要はありません。</p> <p>その他の表記（例：介護保険法に基づく介護予防訪問介護 など）となっている場合は変更の必要がありますので、貴法人の定款の表記を確認の上、ご判断ください。</p>

※ご質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しております。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて、生活支援サービス事業といえます。

No.	項目	質問	回答
19	定款	みなし指定の事業所の定款を平成29年3月までに変更してもよいか。	妨げるものではありません。 みなし指定事業者においても、平成30年3月末までに定款の変更が必要となること等から、変更時期については、各みなし指定事業者で判断いただくこととなります。 なお、定款の記載例等については、第2回説明会（平成28年12月26日実施分）資料スライド32をご覧ください。
20	定款	当社では平成29年4月に通所介護事業として 1. 介護予防通所介護 2. 地域密着型通所介護 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス の開始を予定しています。 現在の定款の記載は次のようになっていますが、この記載で問題ないでしょうか。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ・ 3 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業 4 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業 5 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 11 前各号に附帯する一切の事業	問題はないと考えます。 定款の記載例等については、第2回説明会（平成28年12月26日実施分）資料スライド32をご覧ください。 なお、定款変更の詳細については、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へ変更についてご相談ください。
21	日割り請求	解約のタイミングはいつになるのか。双方が決めた解約日か。サービス利用の最終日か。	お尋ねの場合、日割り請求の起算日となる解約日は、利用者との契約解除日となります。
22	その他	生活保護受給者が総合事業を利用する際、特別な手続きが発生するか。	現在、担当課と調整中です。 居宅介護支援事業所向け説明会にて説明を行う予定です。